

# 農地法第5条の規定に基づく許可指令書

平成13年2月19日付けで申請の、  
下記農地の転用を目的とする賃貸借権の設定のことは農地法第5条の規定に基づき、  
次のとおり許可する。

平成 13年 3 月 28日

佐賀県知事 井本 勇



権利の譲渡人 住所 [Redacted]  
氏名 [Redacted]

権利の譲受人 住所 鳥栖市蔵ノ上町587番地の1  
氏名 株式会社 篠原建設  
代表取締役 篠原 隆博  
年 月 日生

記

1 転用の目的 資材置場

## 2 許可する土地の表示

鳥 栖 市

土地所在	地番	地登記簿	目現況	面積 ㎡	所有者 氏名	耕作 者名	自 小 作 別	主 な 作 物	備 考
神 辺 都 谷	1210	-1	田	1,522	[Redacted]	同 左	自		
"	1211	-1	"	3,873	"	"	"		
"	1218	-1	"	1,305	"	"	"		
			以下余白						
計	6,700	㎡	田	6,700	㎡	採草放牧地			

## 3 条 件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- (2) 本件許可の日から3年間、毎年6月末及び12月末における転用許可地の利用状況を所轄農業委員会へ報告すること。

## 「注 意 事 項」

- (1) 本件転用許可について、転用を完了したときは、所轄農業委員会の転用完了確認を受けること。
- (2) 申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置をとることを命ずることがあります。

## 行政不服審査法第57条の規定に基づく教示

この処分に不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。